

広島県選挙管理委員会告示第五十四号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定による不在者投票のできる施設の内容に別表のとおり変更があった。

平成二十七年八月二十七日

広島県選挙管理委員会委員長 橋 本 宗 利

別表

指 定 施 設			変 更 事 項	変 更 後
種 類	名 称	所 在 地		
老人ホーム	広島市喜生園	広島市佐伯区三宅二丁目1番2号	名称	養護老人ホーム喜生園
保護施設	広島市救護院	広島市佐伯区三宅二丁目1番2号	名称	救護施設救護院